

○ 認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について（平成18年3月31日老計発0331007号厚生労働省老健局計画課長通知）（抄）

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>1 (略)</p> <p>2 認知症介護実践研修</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>(2) 認知症介護実践リーダー研修</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 研修対象者は、介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者であり、かつ、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定される者であって、認知症介護実践者研修を修了し1年以上経過している者とする。</p> <p><u>ただし、介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であると実施主体の長が認めた者については、令和9年3月31日までの間は、本文の規定に関わらず研修対象者とする。</u></p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(別紙1)～(別紙4) (略)</p> | <p>1 (略)</p> <p>2 認知症介護実践研修</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>(2) 認知症介護実践リーダー研修</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 研修対象者は、介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者であり、かつ、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定される者であって、認知症介護実践者研修を修了し1年以上経過している者とする。</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(別紙1)～(別紙4) (略)</p> |

①実施計画（記入例）

| 1回あたりの受講（予定）者数（人） | カリキュラム | 実施場所 | 研修時間 | 年次別の実施予定回数と受講（予定）者数 | | | | | 計 |
|-------------------|--------|---------|------|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|
| | | | | 令和○年度 | 令和○年度 | 令和○年度 | 令和○年度 | 令和○年度 | |
| 30人 | 別紙（5） | 〇〇 県研修所 | 9時間 | 2回 60人 | 2回 60人 | 2回 60人 | 2回 60人 | 2回 60人 | 10回 300人 |

②受講者選考にあたっての方針

- ・本研修受講が指定基準により義務付けられている事業所の受講状況の把握方法などを中心とし、管内市町村との連携方法について具体的に記載すること。

8 認知症介護指導者養成研修

①指導者養成計画（記入例）

| 令和○年度 | 令和○年度 | 令和○年度 | 令和○年度 | 令和○年度 | 令和○年度までの計 | 令和○年度までの計 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|-----------|
| 3人 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 | 14人 | 29人 |

②受講者選考にあたっての方針

- ・受講候補者の職種、介護実務経験年数、所属する施設・事業者の所在地及び「認知症実践研修」等の研修事業に関する活動実績等を勘案した各都道府県等における受講者選考の方針について具体的に記載すること。

9 認知症介護指導者フォローアップ研修

①フォローアップ計画

| 令和○年度 | 令和○年度 | 令和○年度 | 令和○年度 | 令和○年度 | 令和○年度までの計 | 令和○年度までの計 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|-----------|
| 2人 | 2人 | 2人 | 3人 | 3人 | 3人 | 15人 |

②受講者選考にあたっての方針

- ・研修事業に関する活動実績等を勘案した各都道府県等における受講者選考の方針について具体的に記載すること。

10 その他研修の推進に必要な事項